



保育所・こども園 Q&A

Q1：保育園、幼稚園、認定こども園はどう違うのですか？

A1：保育園・・・保護者の就労等により家庭で保育ができないお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。

幼稚園・・・学校教育法に基づく「学校」で、全国共通の教育課程（幼稚園教育要領）に基づく教育を行う施設です。

認定こども園・・・保育所や幼稚園の機能や特長をあわせ持ち、未就学のお子さんに教育と保育を一体的に行う施設です。

Q2：1号・2号・3号認定とは何ですか？

A2：保育所・こども園の利用を希望する場合は、市の認定（教育・保育給付認定）を受けることが必要になります。

認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量	利用できる施設
1号	3歳以上	なし	・教育標準時間（1日4時間を基本）	・幼稚園 ・こども園（幼稚園部）
2号	3歳以上	あり	・保育短時間（1日8時間以内） ・保育標準時間認定（1日11時間以内）	・保育所（園） ・こども園（保育所部）
3号	3歳未満	あり	・保育短時間（1日8時間以内） ・保育標準時間認定（1日11時間以内）	・保育所（園） ・こども園（保育所部）

Q3：保育短時間・保育標準時間とは何ですか？

A3：保育の必要性の事由や勤務時間、通勤時間に基づき保育の必要量（時間）を決定します。短時間は1日8時間、標準時間は11時間までの範囲内で必要な時間を利用させていただくことになります。買物や家事の時間は含まれません。

申請に関すること

Q4：申込みはいつですか？

A4：入園希望の申請締切は毎月15日（土日祝の場合は前開庁日）になります。利用希望開始月の前々月の15日までに申請手続きをお願いします。申込み締切後に子育て推進課で利用調整を行います。

※4月の入園に関しては毎年10月に別途申込期間を設けて受付します。申請書類の配布に関しては広報紙やホームページ等でお知らせいたしますのでご確認ください。

Q5：生後何カ月から入園できますか？

A5：保育園の入園は満6カ月を経過した翌月からになります。

例：4月生まれの場合、満6カ月は10月になるので入園可能月は11月からになります。その場合、申込みは9月15日まで提出が必要となります。

Q6：申込は先着順ですか？

A6：先着順ではありません。入園に関しては、希望施設の空き状況や保育の必要性の高さ、他の申込者の状況などで決まります。申込みをしたら必ず入園できるわけではありません。

Q7：申込みをすれば、希望の保育施設に必ず入園できますか？

A7：必ず入園できるわけではありません。入園に関しては、希望施設の空き状況や保育の必要性の高さ、他の申込者の状況などで決まります。申込みをしたら必ず入園できるわけではありません。

Q8：申込みに必要なものは何ですか？

A8：施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（現況）申請書兼入所（園）申請書、保育所（園）・認定こども園 入所（園）申請にあたっての確認書、児童の健康調査および保護者状況、添付書類（証明書などは2カ月以内が有効）になります。

【注意】状況によりその他の書類の提出をお願いする場合があります。

申込書類に関しては子育て推進課窓口で配布させていただいております。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

Q9：きょうだいで同時に新規で申請する場合はそれぞれで申請書の提出が必要になりますか？

A9：必要になります。ただし、就労証明書、申立書などは原本が1枚あれば、他のきょうだい分はコピーでも結構です。（コピーは保護者様が行ってください。コピー分がないと申請の受付はできません。）

Q10：市外に住んでいても申込みできますか？

A10：現在、市外に住民票があっても転入予定の場合は受付可能です。ただし、入園する時には原則として、家族全員が市内に住民票を移し居住されることが前提となります。入園が内定されても利用開始日までに居住されない場合は内定取消しとなり、その際に入園希望の場合は、再度申請手続きが必要です。遠方への単身赴任など事情がある場合は子育て推進課までご相談ください。

Q11：離婚を考えています。申込みはどうしたら良いですか？

A11：離婚協議中でも住民票上同一世帯であれば、配偶者の就労証明などの添付書類が必要となります。離婚調停中もしくは既に住民票上別世帯であることを確認出来れば、父もしくは母のみの申請で受付します。

Q12：年度途中で2歳になれば、2歳児の枠で入園できますか？

A12：入園に関する利用調整の年齢枠は、すべて年度当初4月1日時点での年齢になります。この場合、年度当初に1歳であれば、その年度中はすべて1歳児枠での利用調整となります。

Q13：これから仕事を探したいです。申込みできますか？

A13：「求職活動」の事由で申込みができます。入園が決まった場合、認定期間は1カ月となり、就労先が決まれば就労証明書を提出していただくことにより引き続き利用できますが、仕事が見つからず就労証明書の提出がない場合は原則として退園となり、入園希望の場合は再度申請が必要です。

※海南市役所5階に「ワークサロンかいなん」（ハローワーク）がございます。キッズスペースも完備されており、お子様連れでもご利用いただけます。各種情報提供や就職支援を行っております。

Q14：育児休業から仕事に復帰します。申込みはいつからですか？

A14：新規での入園申込みの方と同じく利用希望開始月の前々月の15日までに申請手続きをお願いします。空きが無い場合や他に利用調整順位が高い方がおられる場合は入園できません。

例：10月から入園希望の場合、8月15日が申込み期日になります。

Q15：出産のため利用したいのですが、申込みできますか？

A15：申込みできます。出産予定日の2カ月前の日が属する月の初日から出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの利用が可能となります。利用期間内であれば、産前のみや産後のみの利用も可能です。

Q16：希望月に入園出来なかった場合、再度申込みの必要はありますか？

A16：入園出来なかった場合は、保留通知と支給認定証（保育の必要性や保育の必要量を認定した書類）を送付します。保留通知に記載の「保留の有効期限」内において、毎月の利用調整を行います。利用調整の結果、入園していただけるようになったときに連絡させていただきます。年度を超えての利用調整は行いません。

Q17：入園希望先を変更・追加したい。どうすれば良いですか？

A17：「教育・保育給付認定変更申請書」の提出が必要になります。子育て推進課まで提出してください。

Q18：利用調整はどのようにするのですか？

A18：市が定める利用調整基準により世帯ごとに保育の必要性を点数化します。その点数が高い方から順番にご案内しています。

Q19：入園希望の申請書を提出後に状況が変わりました。連絡は必要ですか？

A19：申込み時と状況が変われば申し出が必要です。「教育・保育給付認定変更申請書」と変更内容に沿った添付書類の提出してください。変更内容によっては入園時の認定事由が変わる場合もあり、入園期間も条件付きの認定となり認定終了後は通園ができなくなる場合もございます。

Q20：就労のため4月入園希望の申請書を提出しました。提出後、妊娠が判明しました。出産後は育児休業を取得予定ですが、入園できますか？

A20：申込み後、妊娠が判明し、出産予定日が6月までの方に関しては、認定事由を「妊娠・出産」とさせていただきます。利用期間は出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの利用となり利用期間終了後は退園となります。また、就労で認定された方であっても、一度も就労されずに産前産後休暇に入られた場合は同様の扱いとなります。

Q21：入園が決まった場合は月途中でも通園できますか？

A21：月途中からでも入園していただけます。申請書にて、ご希望の利用期間を記入いただく際に希望日をご記入ください。利用者負担額（保育料）も日割り計算になります。ただし、4月に関しては1日からのご利用になります。月途中から通園されても利用者負担額（保育料）は1カ月分となります。

Q22：育児休業から復職する場合の入園日はいつからになりますか？

A22：復職される日が入園日となります。ならし保育などを希望される場合は入園が決まってからの調整となりますので、ご希望される場合は子育て推進課までご連絡ください。（ならし保育は最大で2週間です）

Q23：転園を考えています。どうしたら良いですか？

A23：転園は、新規での申込みと同じ手順になり、改めて申込みしていただくことになります。申込み後は利用調整となりますので、転園ができない場合もあります。転園が決まるまでは、現在通っている施設に継続して通園することができます。

Q24：入所（園）申請手続きを電子申請（オンライン）ですることはできますか？

A24：令和7年度新規入所（園）より電子申請が可能です。詳細は海南市ホームページに記載しておりますので、ご確認ください。電子申請をする場合でも、就労証明書等の保育を必要とする書類は準備していただく必要がありますので、ご注意ください。

Q25：提出した申請書のコピーが必要になりました。書類をコピーしてもらえますか？

A25：一度提出された書類に関しては返却いたしません。保育所等の利用申請をした際の申請書類の写しが必要の場合は必ず提出前にご自身でコピーを取るようお願いいたします。

Q26：保留通知が欲しい。どうしたら良いですか？

A26：意図的に保留通知はお出しできません。申請手続きをしていただき利用調整の結果、お申込みされた園に入園出来なかった場合は保留通知を送付いたします。なお、保留通知に記載の「保留の有効期限」内において再度保留通知が必要な場合は証明願の提出が必要になりますので、子育て推進課までお問合せください。

入園後に関すること

Q27：年度途中に市外へ引越します。引越し後も利用できますか？

A27：利用児童と保護者が市内に住民票があり居住されていることが利用条件になります。父もしくは母が市外へ転出される場合も原則として退園となります。遠方への単身赴任など事情がある場合は子育て推進課までご相談ください。

Q28：認定の有効期間内は継続して通園できますか？

A28：認定の期間内であっても、保育を必要とする理由がなくなった場合は保育施設への通園ができなくなります。保育を必要とする理由が変更する場合は在籍されている保育施設か子育て推進課までご連絡ください。

Q29：妊娠・出産の事由で通園しています。出産後、育児休業を取得するので継続して通園できますか？

A29：育児休業時に継続して通園できるのは、就労による認定で在籍されている場合のみです。新規で妊娠・出産の事由で入園された場合は、産後に育休取得されるのであれば継続して通園できず退園となります。また、就労で認定された方であっても、一度も就労されずに産前産後休暇に入られた場合は同様の取扱いとなります。

Q30：求職活動をするという事で入園していますが、特に求職活動（ハローワークに通う等）をしていません。このまま通園できますか？

A30：求職での事由による入園につきましては、認定期間中に仕事を見つけるという条件付きの認定となっております。その間に求職活動をせず、就労が決まらなければ認定終了につき通園ができなくなります。

Q31：引越しました。手続きは必要ですか？

A31：必要になります。「教育・保育給付認定変更申請書」の変更事項を記入し、在籍されている保育施設まで提出してください。なお、市外へ転出される場合は、原則として継続利用できませんので「退所（園）申出書」を在籍されている保育施設まで提出してください。

Q32：転職して勤務時間が変わりました。現在利用している時間を変更したい。どんな手続きが必要ですか？

A32：申込み時と状況が変われば申し出が必要です。「教育・保育給付認定変更申請書」と転職後の就労証明書を在籍されている保育施設まで提出してください。

Q33：就労のため、保育園へ通園していますが、妊娠しました。出産後は育児休業を取得予定ですが、上の子は続けて通園できますか？

A33：就労による事由で在園中に妊娠が分かり妊娠・出産に認定変更された場合は、育児・介護休業法等の法令に基づく育児休業を取得される場合は上のお子様は継続して通園できます。認定変更の手続きが必要になりますので、「教育・保育給付認定変更申請書」と「育児休業取得（延長）証明書」を在籍されている保育施設まで提出してください。

Q34：病気療養中です。保育園を利用できますか？

A34：家庭で保育が困難である場合、診断書等を提出してもらい「疾病・障害」で保育認定を受けて利用できます。診断書の場合は、医師が保育を必要とする状況を記載していることが必要です。また、治療見込期間、入院見込期間の記載がない場合は、少なくとも3カ月に1回の提出が必要です。

保育料などに関すること

Q35：利用者負担額（保育料）は園によって違いますか？

A35：公立・私立保育所、認定こども園、どの施設を利用しても利用者負担額は同じです。行事にかかる費用や雑費などは施設により異なりますので、直接施設にお問い合わせください。

Q36：利用者負担額（保育料）はどのような計算で決まりますか？

A36：3歳児以上と住民税非課税世帯の0歳～2歳児は無料になります。児童の父母、またはそれ以外の扶養義務者（家計の中心者である場合のみ）の市町村民税所得割額（※）に応じて決定します。4月～8月の利用者負担額は前年度の市町村民税所得割額、9月～3月は当年度の市町村民税所得割額を基に決定します。

※調整控除を除く各種税額控除（住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除など）の適用はありません。

Q37：給食費はいくらですか？

A37：2歳児までは利用者負担額（保育料）に含まれております。3歳児から5歳児までは国の制度上、給食費を実費徴収することとなっておりますが、市の独自施策により、市内にお住いの児童を対象に一定額を限度に無償としております。施設（保育所、認定こども園、認可外保育施設等）により限度額は異なります。

Q38：離婚を前提に別居しています。利用者負担額は変わりますか？

A38：離婚調停中を除き、別居中の利用者負担額は変わりません。離婚し、別住所になったのが確認できた翌月からの変更となります。離婚後は「教育・保育給付認定変更申請書」と「戸籍謄本（離婚したことが分かる書類）」を在籍されている保育施設まで提出してください。

Q39：保育料はどうやって支払えば良いですか？

A39：利用者負担額（保育料）は、口座振替による納付をお願いします。入所（園）説明時に「預金口座振替依頼書」をお渡ししますので、必要事項を記入して、振替を依頼する金融機関に提出してください。登録に約2週間程度かかりますので、登録出来次第、口座より引落としとなります。※五月山こども園、くるみ保育園は園での徴収となります。詳しくは園へお問い合わせください。

Q40：保育料の引落日はいつですか？

A40：利用者負担額（保育料）の振替日は、翌月の15日です。（土日祝日の場合は翌営業日となります）

例：4月分は5月に、3月分は4月に引落としとなります。

※五月山こども園、くるみ保育園の場合は園へお問合せください。

Q41：保育料が引落しできなかった。どうしたら良いですか？

A41：口座振替の手続きをされていても預金不足等で振替できなかった月の利用者負担額（保育料）は申し出がなければ再度振替できません。申し出がない場合は、納付書を送付させていただきますので、金融機関等でお納めください。

※五月山こども園、くるみ保育園は取扱いが異なりますので、園へお問合せください。

Q42：引落しの口座を変えたい。どうしたら良いですか？

A42：金融機関でのお手続きになります。「預金口座振替依頼書」を記入し、振替を依頼する金融機関に提出してください。変更に約2週間程度かかりますので、変更が出来次第、変更後の口座より引落としとなります。

※五月山こども園、くるみ保育園は園へお問合せください。

その他

Q43：育児休業給付金が欲しい。どうしたら良いですか？

A43：育児休業給付金に関しては勤務先やハローワークでのお手続きになります。勤務先やハローワークへお問合わせください。

（厚生労働省：育児休業給付金の支給対象期間延長手続きより抜粋）

※令和7年4月より育児休業給付金の申請手続きが変わります。

◆これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。

◆市町村に対する保育利用の申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと。

※入所申請において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。

